

## 高等学校等奨学金「返還猶予制度改正」のお知らせ

平成30年4月から、返還が困難になった場合の「返還猶予制度」が、裏面（返還猶予事由一覧表）のとおり変更になりますので、お知らせします。

### 1 変更点

- ① 在学猶予については、入学時など1回（原則として4月中）の申請で、在学期間分の猶予を認めることになりました。
- ② 「(5) その他真にやむを得ない事由により返還が困難な場合」の猶予事由に、「低収入」と「産育休中」を加えました。  
  
「低収入」……………1年間の収入が次の基準に該当し、返還が困難になった場合  
【給与所得の場合】年間収入200万円以下  
【給与所得以外の場合】年間所得130万円以下  
  
「産育休中」……………妊娠、出産や育児休業のために、収入が減るなどして返還が困難になった場合
- ③ 猶予事由「その他」については、事前に事業団へ御相談ください。
- ④ 奨学金返還猶予願（様式第26号）が変更されました。  
申請は、次回返還年月の2ヵ月前までをお願いします。  
なお、様式や記入例は、事業団ホームページの「様式集」に掲載しています。

### 2 留意点

- ① 返還猶予は、返還期限の延期であり返還の先送りにすぎないため、真に返還が困難な場合にのみ申請されるようお願いします。
- ② 「(3) 外国留学、研究に従事するとき（外国留学等）」と「(5) その他真にやむを得ない事由により返還が困難なとき（進学準備中、就職準備中、低収入、産育休中、その他）」の猶予期間は、これらの猶予事由の合計で5年間までとなります。
- ③ 申請には、猶予事由を証明することのできる書類を添付する必要があります。裏面の「添付資料」に例示のもの以外については、事業団へ御相談ください。
- ④ その他奨学金の返還については、新版「返還のてびき」を作成しましたので、事業団ホームページからダウンロードして御覧ください。

#### 《 お問合せ先 》

群馬県教育文化事業団 奨学金課  
電話（027）243-0411  
※ 日曜・月曜・祝日は休み

### 返還猶予事由一覧表（平成30年4月～）

貸与規則の規定	猶予事由	添付書類	猶予期間	申請	留意点
(1) 災害、傷病で返還が困難なとき	災害	罹災証明書（市町村や消防署など）等	1年以内（継続可）	1年ごと	
	傷病	診断書（療養期間の記載のあるもの）等	1年以内（継続可）	1年ごと	
(2) 高校、高専、短大、大学、大学院等に在学するとき	在学	在学証明書、在籍期間証明書、学生証の写し  ※高校在学中の場合は在学届（様式第27号）	在学期間	入学時など  (4月中)	中途退学の場合には、返還開始届を提出のこと。
(3) 外国留学、研究に従事するとき	外国留学等	事実を証明するもの（日本語訳を添付のこと）	1年以内（継続可）	1年ごと	(3)と(5)の合計で5年が限度
(4) 生活保護を受けているとき	生活保護	生活保護受給証明書、民生委員の証明	1年以内（継続可）	1年ごと	
(5) その他真にやむを得ない事由により返還が困難なとき	進学準備中	予備校、出身学校の証明や学生証の写し等	1年以内（継続可）	1年ごと	(3)と(5)の合計で5年が限度
	就職活動中	雇用保険受給資格者証、ハローワーク <sup>®</sup> の写し等			
	低収入	所得課税証明書、源泉徴収票、給与支払証明書等  ※「低収入」の基準 【給与所得の場合】 年間収入200万円以下 【給与所得以外の場合】 年間所得130万円以下			
	産育休中	勤務先の休業証明書、母子健康手帳の写し等			
	その他	事業団へ事前に御相談ください。			

※ 奨学金返還猶予願（様式第26号）に、添付書類（猶予事由を証明することができるもの）を添えて申請してください。

※ 申請は、次回返還年月の2ヵ月前までをお願いします。なお、在学猶予の場合には、原則として4月中に申請してください。